

## 第2節

## 海外における日本人への支援

## 総論

## 〈海外における危険と日本人の安全〉

7月、ダッカ（バングラデシュ）において襲撃テロ事件が発生し、邦人7人の命が失われ、1人が負傷した。いまや、大規模テロのリスクは中東やアフリカのみならず、日本人・日本企業が多く進出している欧米・アジアにまで拡大している。さらにテロ以外にも、日本人が被害者となる一般犯罪や日本では馴染みのない感染症のリスクも世界各地に存在する。現在、年間延べ1,600万人（2016年）の日本人が海外渡航し、約132万人（2015年10月現在）の日本人が海外に住んでいる。世界で活躍する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の1つである。

2016年8月、ダッカ襲撃テロ事件を受け、外務省は2015年にまとめた『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言を改めて点検し、更に強化すべき方策を示した報告書を公表した。報告書では、懸念すべきテロの傾向として、テロのリスクが欧米やアジア地域にまで広がっていること、駅やショッピングモールなど一般人が多く集まる「ソフトターゲット」が狙われていること等の認識が示された。これを踏まえ、日本人がテロの被害に遭わないようにするために、①国民一人一人の安全対策意識と対応能力の向上、②国民への適時適切かつ効果的な情報伝達及び③これらを着実に実施するための体制の整備が重要であるとの観点か

ら、より一層の安全対策強化に取り組んでいる。また、2016年9月には、2015年12月に新設した「国際テロ情報収集ユニット」の態勢の増強が決定された。同ユニットは、官邸等の情報関心を踏まえた国際テロ情報の収集を行っており、収集した情報は速やかに官邸や関係省庁に提供され、海外における日本人の安全に係る領事業務を含めた、情勢判断や政策決定に活用されている。

テロ以外にも、強盗など各種犯罪やトラブルに巻き込まれる危険、政変・自然災害などに遭遇する危険、さらに、中南米のほか米国の一部地域や東南アジア等にも拡大が見られるジカウイルス感染症などの感染症の危険も存在する。海外渡航・滞在の際は、一人一人が高い安全意識を持ち、情報収集や必要な安全対策を講じることが極めて重要である。外務省は、外務省海外旅行登録「たびレジ」や海外安全ホームページなどを通じて情報発信を行っており、これらの活用を呼びかけている。

また、外務省は、海外における日本人の生活を支えるべく、旅券（パスポート）や各種証明の発給、戸籍・国籍関係届出の受理、在外選挙の実施等を通じ、日本人の安全の保護や利益の増進のため取り組んでいる。

そのほか、外務省は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）上の「中央当局」として、国境を越えて不法に連れ去られた子の迅速な返還及び国境を越えた親子間の面会交流の実現に向けた支援を行っている。

## 各論

## 1 海外における危険と日本人の安全

## (1) 2016年の事件・事故等と対策

7月、ダッカ（バングラデシュ）のレストランが襲撃され、邦人8人が被害に遭うテロ事件が発生した。いまやテロの脅威は、イスラム過激派組織の拠点のある中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアにも拡大している。また、実行主体がインターネットなどを通じて国外のイスラム過激思想に感化されたテロ（ホームグロウン型）や、組織的背景が薄く単独で行動する「一匹狼」<sup>おおかみ</sup>であるテロ（ローンウルフ型）が多数見られるほか、テロリストが日常的な場所で一般人を狙う傾向もあり、テロの発生を防止することはますます困難になっている。

2016年には、これらのような傾向を示す事件として、ほかにもジャカルタ（インドネシア）での爆発・銃撃テロ事件（1月）、ブリュッセル（ベルギー）の空港・地下鉄におけるテロ事件（3月）、オランダ（米国）のナイトクラブにおける銃撃テロ事件（6月）、イスタンブール（トルコ）の国際空港におけるテロ事件（6月）、ニース（フランス）の花火大会における大型トラック突入事件（7月）、ベルリン（ドイツ）のクリスマスマーケットにおける大型トラック突入事件（12月）などが発生した。今後も不特定多数の人が集まる場所でのテロ事件の発生が懸念されている。

その他の犯罪被害としては、日本人が犠牲となる殺害事件が、フィリピン、米国、カナダ、トリニダード・トバゴ、コロンビアなどで発生した。また、日本人留学生が被害に遭った事例として、カナダでの日本人女性殺害事件（9月）や、コロンビアでの男子大学生の強盗殺害事件（11月）などが挙げられる。

日本人の人的被害があった事故としては、マッキンリー山（米国）登山中の死亡事故（6月）、台湾での観光バス横転事故（9月）、ニュージャージー州（米国）ホーボケン・ター

ミナルでの列車衝突事故（9月）、ネパールのヒマラヤ山脈における登山中の滑落事故（10月）、スランガン島（インドネシア）におけるグラスボート転覆事故（11月）、ハワイ（米国）におけるヘリコプター墜落事故（11月）などが挙げられる。

政情不安などに起因した情勢悪化に日本人が巻き込まれたものとしては、7月にジュバ市内（南スーダン）で政府側と反主流派の間で繰り返し衝突が発生し、治安情勢が急激に悪化したため国外退避した事案や、トルコで、7月に軍の一部勢力が蜂起し、現地治安情勢が著しく変化したため、日本人の渡航者が一時空港内に取り残された事案などがある。

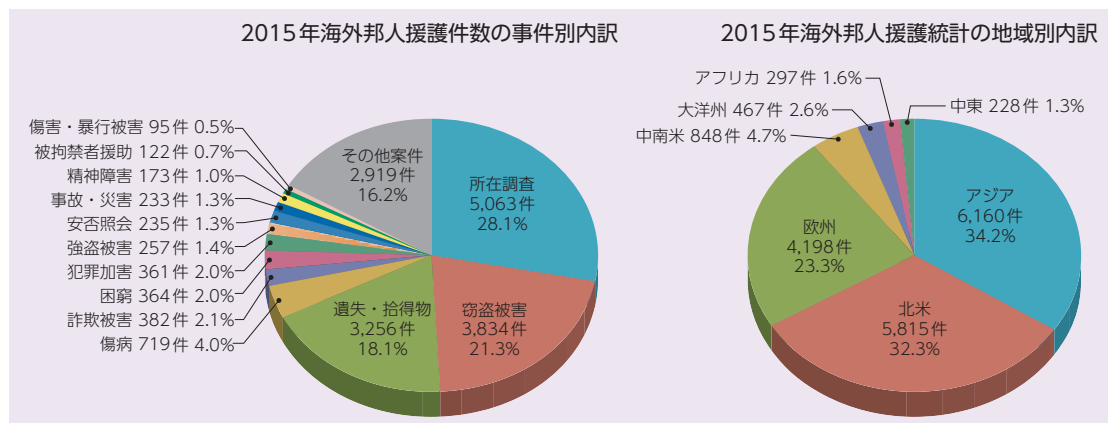
そのほか、中高齢者が海外で山岳・海難事故に遭遇したり、旅行中に発病し滞在先のホテルにおいて急病のために亡くなる事例も引き続き報告された。これら事故や疾病への対応において、日本国内に比べて高額の医療費や搬送費用が発生したり、不十分な医療サービスなどのために家族などがその対応に窮する事例も散見された。

感染症については、ブラジルを始めとする中南米でジカウイルス感染症が流行し、胎児の小頭症例が急増したことから、2月、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を宣言するなど、世界的な注目を集めた。11月、WHOはPHEICの終了を発表したが、米国の一部や東南アジア・大洋州等にも感染地域が拡大しており、感染地域に渡航・滞在する際には引き続き注意が必要である。

また、9月、スペインでクリミア・コンゴ出血熱の感染例が報告されたほか、中東では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例、中国などでは鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例が引き続き報告されている。デング熱やマラリアも引き続き世界各地で流行した。

外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、在外邦人に対して、流行状況や感染防止策などの情報提供及び

邦人援護件数の事件別・地域別内訳 (2015年)



渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

〈海外に渡航・滞在する場合の心得〉

このように、日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。海外に渡航・滞在する場合には、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録や在留届の提出を必ず行うとともに、①海外安全ホームページや報道等を通じて現地の治安などに関する情報を事前に十分に確認すること、②滞在中は緊急事態に備えた安全対策を充実させ、危険を回避する行動をとること、③緊急事態が発生した場合には最寄りの大使館・総領事館などの在外公館や留守家族などに連絡をとることなどが重要である。また、海外での病気や事故被害などのため高額な医療費が求められた場合、海外旅行保険に加入していなければ、医療費などの支払のみならず、適切な医療機関での受診にも困難を来しかねないことから、それぞれの渡航者が十分な補償内容の海外旅行保険に加入することが非常に重要である。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本人が国際社会で広く活躍している一方、海外で日本人が被害に遭うケースも多い。日本の在外公館及び公益財団法人交流協会が2015年に支援した海外における日本人の援護人数

は、2万387人、援護件数は1万8,013件と引き続き高い水準で推移している<sup>1</sup>。

海外で被害に遭わないためには、事前の情報収集が重要である。外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信・共有を行って、安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

外務省は「海外安全ホームページ」上で各国・地域の最新の安全情報を発信している。新たに発信された情報は、在留届を提出した在外邦人や「たびレジ」に登録した短期旅行者等に対してメールで配信されている。また、在外公館は、個別に独自の安全情報を発信しており、在留届の提出者や「たびレジ」登録者にはこれらの情報もメールで配信されている。「たびレジ」は、旅行の予定がなくても登録することができ（簡易登録）、こうして配信される安全情報は、海外で事業を行う日本企業関係者の安全対策などに幅広く活用されている。

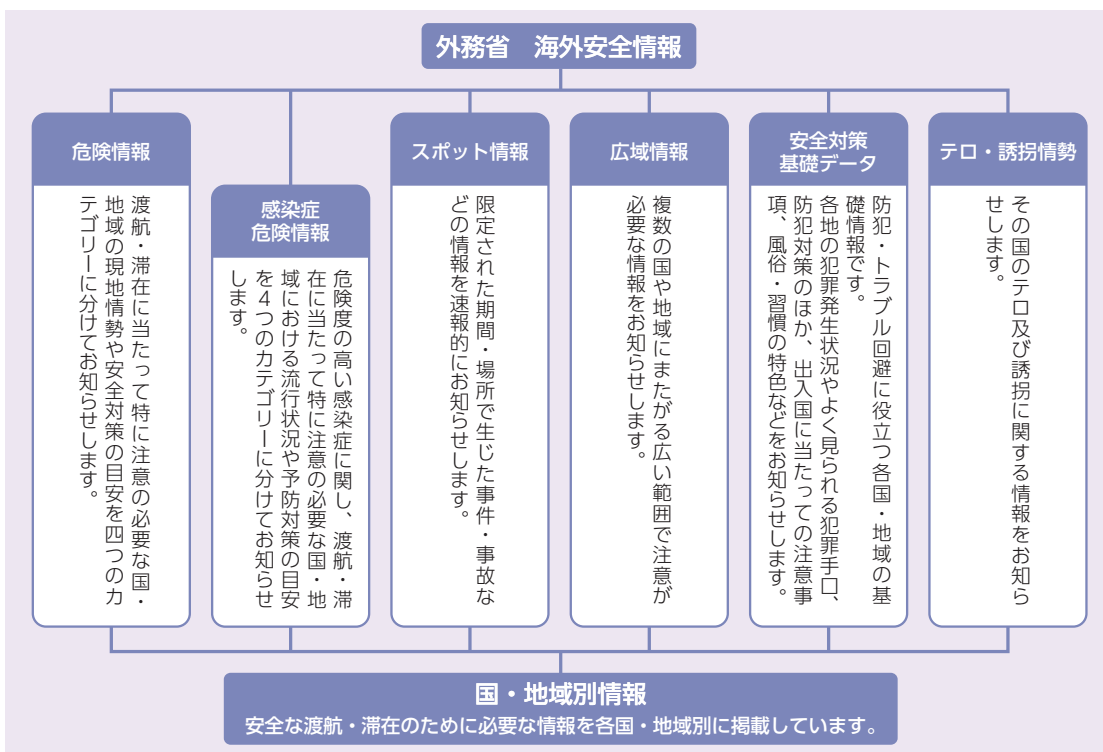
セミナー・訓練を通じて安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。外務省主催の国内安全対策セミナーを各地で実施したほか、各組織・団体等が全国各地で実施するセミナーに外務省領事局から講師を派遣し安全対策に関する講演を行った。また、企業関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を実施した。これらの取組は、テロ等の被害の予防に役立つこと

<sup>1</sup> 海外日本人援護統計は、日本の在外公館及び公益財団法人交流協会が、海外において事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとに取りまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

援護件数の多い在外公館上位20公館（2015年）

| 順位 | 在外公館名                 | 件数     | 順位 | 在外公館名                | 件数   |
|----|-----------------------|--------|----|----------------------|------|
| 1  | 在タイ日本国大使館             | 1,028件 | 11 | 在大韓民国日本国大使館          | 326件 |
| 2  | 在フィリピン日本国大使館          | 974件   | 12 | 在中華人民共和国日本国大使館       | 324件 |
| 3  | 在上海日本国総領事館（中国）        | 927件   | 13 | 在香港日本国総領事館           | 311件 |
| 4  | 在ロサンゼルス日本国総領事館（米国）    | 752件   | 14 | 在バンクーバー日本国総領事館（カナダ）  | 292件 |
| 5  | 在ニューヨーク日本国総領事館（米国）    | 669件   | 15 | 在イタリア日本国大使館          | 291件 |
| 6  | 在英国日本国大使館             | 591件   | 16 | 在サンフランシスコ日本国総領事館（米国） | 273件 |
| 7  | 在ホノルル日本国総領事館（米国）      | 525件   | 17 | 在シアトル日本国総領事館（米国）     | 268件 |
| 8  | 在フランス日本国大使館           | 502件   | 18 | 在ハガツニャ日本国総領事館（米国）    | 241件 |
| 9  | 在バルセロナ日本国総領事館（スペイン）   | 416件   | 19 | 在ボストン日本国総領事館（米国）     | 233件 |
| 10 | 在デュッセルドルフ日本国総領事館（ドイツ） | 371件   | 20 | 在ヒューストン日本国総領事館（米国）   | 232件 |

「海外安全情報」の体系及び概要



はもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。

また、海外においても官民が協力して安全対策を進めている。各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を定期的に開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を行っている。

さらに、7月のダッカ襲撃テロ事件の後、特

に国際協力事業関係者や安全に関する情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、留学生、短期旅行者などに焦点を当て、安全対策意識の向上と対応能力強化の促進に努めている。

日本企業、特にその大部分を構成する中堅・中小企業の国内外での活躍を安全対策面からサポートするため、8月に日本商工会議所との間で「海外安全タスクフォース」を、9月には外



コラム ゴルゴ13への依頼 ～日本企業の海外安全対策～

【劇画より引用】

「東郷さん、我々に力をお貸しいただけないだろうか……」

外務大臣は、相手の男を真っ直ぐ見つめると、意を決したように口を開いた。東郷と呼ばれた男は、勧められた椅子に座ることもなく、無言でじっと大臣を睨み返した。

「……俺に依頼する訳を聞こう」

重苦しい静寂が大臣室を支配していた。男の名は、デューク東郷、またの名をゴルゴ13……。生年月日、年齢、国籍、全て不詳。分かっていることは、彼がどんなに困難な仕事も完遂するプロフェッショナルだということ。

大臣はある種の確信を持ってこう述べた。

「東郷さん、強いて言えば、あなたが『臆病』だからでしょうか。そのような人間がこの仕事に相応しい……」

デューク東郷は、再び無言で大臣を見つめ返していた。それが、相手に対する威嚇なのか、それとも、東郷に投げかけられた「賛辞」に対する彼なりの答礼なのか、それは誰にも分からなかった。東郷は呟いた。

「わかった、引き受けよう……」



近年、テロは中東やアフリカのみならず、日本人が多く滞在する欧米やアジアを含め、世界中に拡散しています。今や日本人は、テロに巻き込まれるのみならず、その標的にさえなっています。

外務省は、海外展開する日本企業、特に中堅・中小企業の安全対策に役立てていただくことを目的として、劇画『ゴルゴ13』に登場するデューク東郷が安全対策を指南する『ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル』を、外務省ホームページに掲載しています。半世紀にわたり激動の国際情勢の第一線で、常に生き残ってきた一方で、自分自身がうさぎ（ラビット）のように臆病だということを自覚しているデューク東郷が語る安全対策が、圧倒的な迫力と説得力を持って日本企業関係者に受け止められるものと期待しています。海外で日本人がテロの被害に遭わないために、このマニュアルを「自分の身は自分で守る」という意識と能力を高めることに役立てていただければと思います。外務省としても、引き続き効果的な情報発信を行い、海外における日本企業の安全対策強化に貢献していく考えです。

（注：デューク東郷氏は劇画『ゴルゴ13』内の架空の人物です。）



外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)



外務省海外旅行登録「たびレジ」  
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

務省が中心となり、日本企業の海外展開に関係する組織が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を立ち上げた。外務省はこれらの枠組みを通じ、幅広い企業関係者に対して、安全対策に関するノウハウや情報を効率的に共有するとともに、各企業が抱える安全面における懸念や問題点を迅速に把握・解決することを目指している。加えて、企業向け安全対策の基本的な内容を分かりやすく解説した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を作成し、順次公表している（コラム「ゴルゴ13への依頼～日本企業の海外安全対策～」250ページ参照）。

また、留学生に関しては、多くの教育機関において安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウが十分に蓄積されていない実情を踏まえ、大学等からの要請を受け、外務省員が講演を実施し、安全対策の意識向上に努めている。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。



外務省海外安全アプリ  
海外安全ホームページ  
「海外安全アプリの配信について」  
([http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)) より  
ダウンロード可能

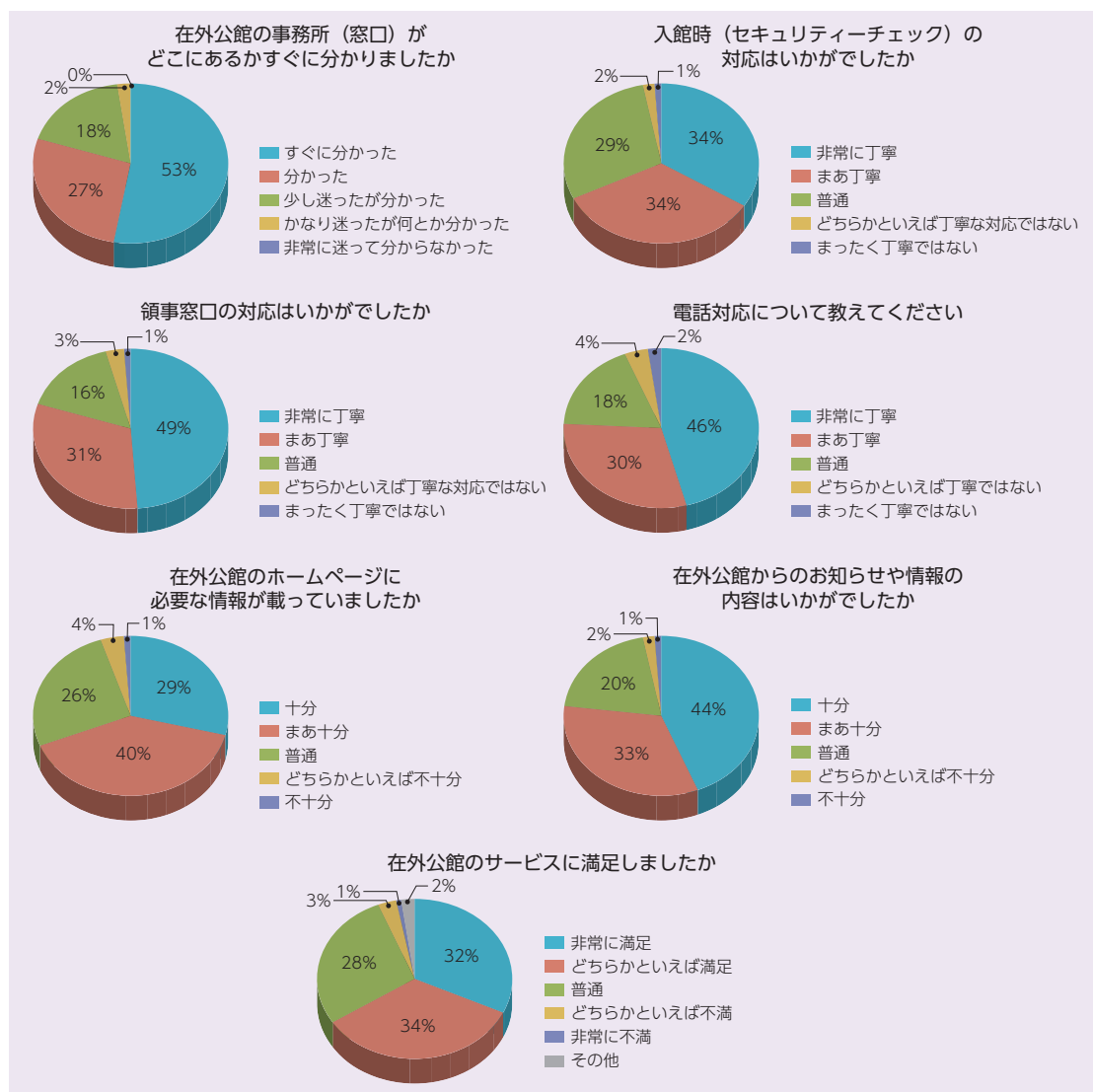
短期旅行者の安全対策としては「たびレジ」への登録を促進するため、広報活動に取り組んでいる。外務省は、2018年夏をめどに累計登録者数を240万人とすることを目指しており、登録者数は2016年1月の約6万1,000人から同年12月には約149万人に増加した。

## 2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

### (1) 領事サービスの向上

外務省は、海外における日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、領事窓口・電話対応などの職員の応接態度、情報発信及び領事出張サービス（実施公館のみ回答）などの領事サービスについてのアンケート調査を毎年実施し、海外における日本人の声を在外公館が提供する領事サービスの向上・改善に反映させている。2016年には148在外公館を対象に調査を行い、約1万9,000人からの回答を得た。その結果、領事窓口・電話対応はもとより、在外公館が提供する領事サービス全般についても、おおむね高い満足感が示された。その一方で、否

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2016年）



定的な回答も少数ながら見受けられたところ、外務省としては、引き続き利用者の声に耳を傾け、在外公館においてより一層利用者の視点に立った領事サービスを提供できるよう、今後とも改善に努めていく考えである。

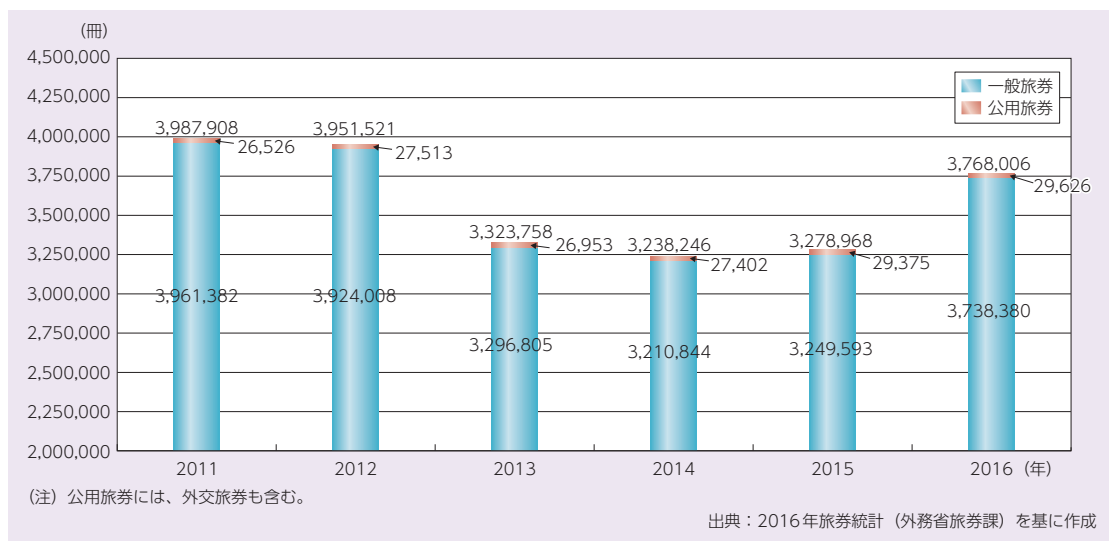
(2) 旅券（パスポート）の発給と不正取得等の防止

日本国内では2016年1年間に約374万冊の一般旅券が発行された。2016年12月末時点では、約3,010万冊の旅券が有効であり、全てIC旅券<sup>2</sup>である。

IC旅券の発行により、偽変造など旅券の不正使用は困難になっているが、他人になりすま

2 IC旅券は、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券。2006年から発行

## 日本国内における旅券発行数の推移



すなどの方法によって旅券を不正取得する事案<sup>3</sup>は引き続き発生している。日本人又は不法滞在外国人が、不正取得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関に借金をしたり、他の犯罪をたくらむ者に売り渡す目的で銀行口座が開設されたり、携帯電話が契約されるなどの事例が報告されている。こうした2次・3次の犯罪を助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に防止するため、各都道府県にある旅券窓口において、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を設けるなど、旅券の発給時における本人確認の強化に一層の力を入れている。

一方、日本の旅券に搭載されているICチップには、顔画像や人定事項等の情報が搭載されているが、諸外国ではさらに指紋等の生体情報を追加するなど、偽変造防止対策を向上させたIC旅券の普及が進んでおり、国際民間航空機関（ICAO）及び国際標準化機構（ISO）においても、IC機能のより効果的な利用が検討されている。

2006年以降、申請の受理や交付などの旅券事務を都道府県から市町村へ再委託することが可能となった。2016年12月末現在、その数は、818市町村に達し、全国の約5割近くの市町村で旅券事務を行っている状況である。

### (3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。2007年6月以降の選挙では、衆議院と参議院それぞれの比例代表選挙に加え、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む。）も対象となっている。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請し、在外選挙人証を入手する必要がある<sup>4</sup>。有効な在外選挙人証を持っていれば、在外公館投票、郵便投票又は日本国内における投票のいずれかを選択して投票することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めてい

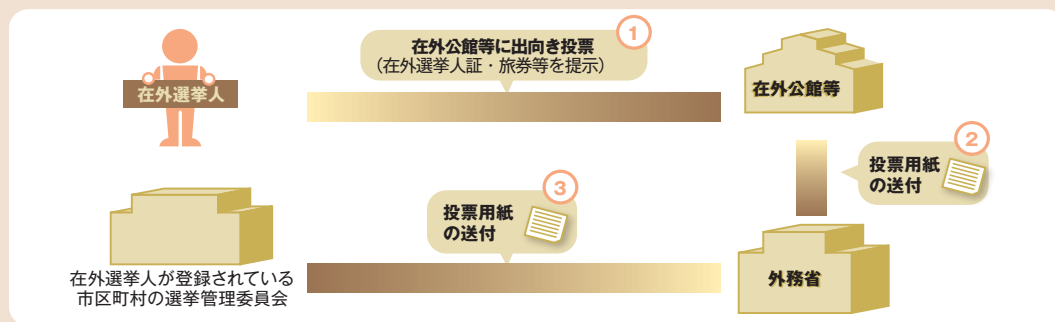
<sup>3</sup> 2012年54冊、2013年52冊、2014年41冊、2015年31冊、2016年22冊の不正取得事案を把握

<sup>4</sup> 2016年12月、在外選挙人名簿への登録申請手続を簡便化するための公職選挙法の改正が行われた。改正法が施行されると、従来どおり、国外転出後に在外公館を通じて申請する方法に加え、国外転出時に市町村窓口で申請することが可能となる。



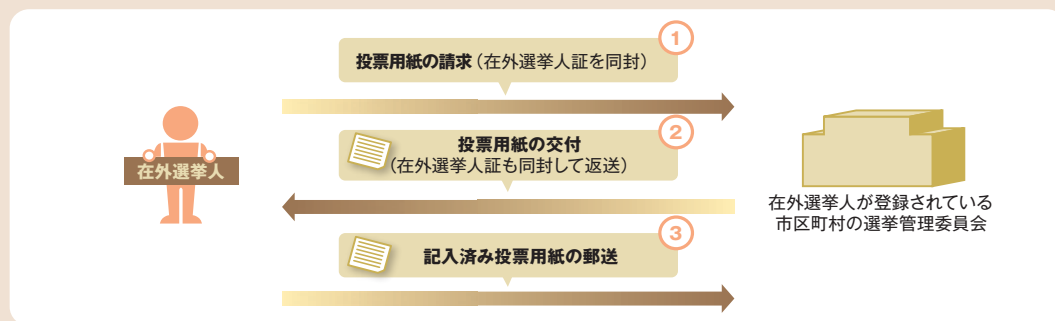
### ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



### イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



### ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

る。選挙権年齢の満18歳以上への引下げ後、初めての選挙となった2016年7月の第24回参議院議員通常選挙に際しては、新たな有権者層に対して在外選挙人名簿の登録と投票を促すため、事前に在外公館員が高等部のある在外教育施設を訪問し、選挙制度の説明や模擬投票を行うなどの取組を実施した。

#### (4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

##### ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子女教育は大きな関心事項の1つである。外務省では、義

務教育相当年齢の子女が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費などへの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、支援（校舎借料や現地採用講師謝金などへの一部援助）を行っている。加えて、最近の国際テロ情勢の変化等を踏まえ、安全対策に関連する支援を更に強化・拡充している。

## コラム パスポート150周年 ～旅券の歴史と将来～

今から150年前の1866年4月7日、江戸幕府は日本人海外渡航の禁制を解き、修学と商業の目的であれば、身分に関わりなく、海外渡航を許可する布告を出しました。黒船が来航してから13年後のことです。

しかし、長い間鎖国を続けてきた幕府にとって「旅券」を作るのは未知の作業でした。当時国内に駐在していた欧米の外交使節団の助言を受けて作り上げた最初の旅券は、同年10月17日、パリ万博に参加する「日本帝国一座」を率いる隅田川浪五郎のために発行されました。

最初の「旅券」はA4大の厚手和紙で、まだ写真も普及していなかった当時、背は「高き方」、鼻は「小さき方」等の人相も記載されていました。浪五郎たちは、これを四つ折りにして懐に入れ、ジャポニズムに湧く欧州に向かったのです。

当時、「旅券」は「御免之印章」等と称せられ、「旅券」の名称が正式に用いられたのは、1878年に外務省布達第1号「海外旅券規則」が制定されてからです。

1920年に、パリの国際会議で、旅券の記載事項、写真、効力、サイズなどを統一する決議が採択されると、日本も1926年に賞状型から冊子型に変更し、表紙に菊の紋章をデザインするなど、現行旅券の原型が登場しました。

とはいえ、まだ海外旅行は一般的な時代ではなく、日本で海外旅行が身近になったのは、1964年、東京五輪の年に観光渡航が自由化されてからでした。この年、旅券発行数は10万冊を超えました。現在は年間370万冊以上が発行され、有効な旅券は3,000万冊に達し、国民の4人に1人が旅券を保有しています。

旅券は国際的な身分証明書であり、その歴史は、偽変造対策の歴史でもあります。戦後も様々な偽変造対策技術を取り入れながら、1992年に機械読み取り式旅券を導入し、2006年にIC旅券を導入するなど旅券は進化してきました。

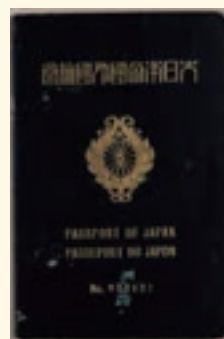
現在の日本旅券には、白黒透かし、ホログラムなど約20種類の高度な技術が駆使されており、偽変造の割合は極めて低くなっています。しかし、偽変造技術とはいたちごっこの状態にあるため、各国とも数年ごとに新技術を取り入れた旅券を開発しています。

2016年、次期旅券の査証ページのデザインに葛飾北斎の「富嶽三十六景」を採用することを決定しました。2019年度中の導入を目指しています。「富嶽三十六景」は、世界遺産である富士山をメインモチーフとした日本を代表する浮世絵であり、世界的にも広く知られています。表紙は現行旅券と同じですが、見開きごとに各作品を掲載し、全ページ異なるデザインにすることで偽変造も難しくなります。

日本の旅券は150年の歴史を経て、今、新たな歴史の一ページを刻もうとしています。



1866年（慶応2年）  
江戸幕府が発行した現存する日本最古の「旅券」  
（外交史料館蔵）



1926年（大正15年）  
最初の冊子型旅券



次期旅券の基本デザイン  
（富嶽三十六景「凱風快晴」）

## 1 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣（2016年度は1か国7都市）している。また、感染症や大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派遣し、健康安全講話を実施（2016年度には8か国11都市）している。

さらに、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。

## 2 その他のニーズ

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、日本は外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験の一部（学科・技能）を免除している。一方、北米・南米の一部の国のように、在留邦人が滞在国内の運転免許証に切り替える際に取得試験を課している国・州もあるため、日本と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

## 3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2016年で148年となった。北米・中南米を中心として、全世界に約360万人（推定）以上とも言われる海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との

関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構（JICA）と共に、約213万人（推定）の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系人社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。

また、北米や中南米においては、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、例えば日系人指導者と在外公館長との間で二国間関係強化の方法を話し合う会合を開催し、また、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなどの取組を通じて、日系人との関係強化を図っている。

10月、東京において、20か国から約210人の移住者や日系人の代表者を迎え、公益財団法人海外日系人協会の主催による第57回海外日系人大会が盛大に開催された。外務省も岸田外務大臣が歓迎レセプションを開催するなど交流の深化に貢献した。今後も移住者や日系人に対する支援を行うとともに、若い世代との協力（きずな）を推し進め、これらの人々と日本との絆を強めていく考えである。

## 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、国際結婚が破綻した場合等の子の監護権（親権）に関する手続は、子が元々居住していた国で行うことが望ましいとの考えの下、国境を越えて不法に連れ去られた子を、原則として元の居住国に返還するための協力について定めた条約である。また、国境を越えた親子間の面会交流の機会を確保するために、各締約国が援助を行う義務についても定めている。

ハーグ条約は、2014年4月1日に日本について発効し、同日、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する法律が施行された。2016年12月末時点で、日本を含め95か国がこの条約に加盟している。

ハーグ条約は、各締約国において「中央当

〔参考〕 ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する援助申請の受付件数（平成28年12月末現在）

|                | 返還援助申請 | 面会交流援助申請 |
|----------------|--------|----------|
| 日本に所在する子に関する申請 | 67     | 86       |
| 外国に所在する子に関する申請 | 51     | 25       |

局]として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家の知見を得ながら、条約の適切な実施のため、外国中央当局との連絡・協力、子の所在特定、問題の友好的解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。

ハーグ条約発効後2016年12月末までの2年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を118件、子との面会交流を求める申請を111件、計229件の申請を受け付けた。そのうち、外国から日本への子の返還が14件、日本から外国への子の返還が19件実現したほか、面会交流が実現した例が多数あるなど、日本として着実に条約を実施している。

2016年2月には、ドイツでハーグ条約の運用の改善に取り組んできたドイツの元裁判官を日本に招へいし、その知見を日本の関係者と共有した。また、6月には、ハーグ国際私法会議(HCCH)事務局及び早稲田大学との共催で、「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム」を開催し、ハーグ条約実施に携わる関係者の知見を深め、実施体制の強化を図るとともに、アジア太平洋地域におけるハーグ条約非締約国に締約国の知見を共有する機会を設けた。同シンポジウムでは、アジア太平洋を中心に21の国と地域から64人が参加し、活発な議論が行われた(コラム『「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム』に参加して』258ページ参照)。

このほかにも外務省は、在外公館又は国内の地方自治体、関係機関等でのセミナー実施、多言語でのリーフレット配布などの広報活動に力を入れている。



## コラム 「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム」に参加して 弁護士 磯谷文明

2016年6月29日、30日の2日間にわたり、外務省と早稲田大学、ハーグ国際私法会議事務局の共催で、早稲田大学において「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム」が開催されました。私は、アジア諸国から代表者を招き、ハーグ条約に関するさまざまな論点を議論する非公開のセッションにおいて、共同司会を務めました。

非公開のセッションでは参加者は4つのグループに分けられ、いずれのグループも、①常居所地国／監護の権利、②条約13条1項bの重大な危険、③強制執行、④タイムフレームという4つのテーマを、各90分ずつ検討しました。各グループはそれぞれの教室にとどまり、各テーマを担当する司会が巡回する形式で行われました。ちなみに、私は、オーストラリア家庭裁判所のビクトリア・ベネット判事と共に第1のテーマを担当しました。

「共同司会」とは言うものの、実際にはベネット判事が上手に仕切られ、豊富なご経験を踏まえてわかりやすく解説されましたので、私は隣で勉強させていただいたというのが実態でした。議論の題材は事務局が用意した架空の事例でしたが、これがとても適切で、いずれのグループでも活発な意見交換を誘っていました。非締約国からの代表者のなかには、条約にあまりなじんでおられない方も少なくありませんでしたが、セッションを通して条約の主要論点を効率よく把握できたのではないかと思います。

セッションは2日目の午前まで続き、午後は日本の弁護士や調停委員によるハーグ模擬調停が披露されました。後に聞いたところ、弁護士や調停委員が自分たちの経験を踏まえ、苦労して作り上げたシナリオだったとか。終了後は出演者が会場からの質問を受けましたが、外国からの参加者から、日本では調停に裁判官が直接関わっていることに少し驚いたという感想も聞かれました。善し悪しはともかく、日本の調停のユニークな点を世界に発信できたのではないかと思います。

2014年4月の条約発効から、日本は少しずつではありますが実務を積み重ねてきました。もちろん全てがうまくいっているわけではなく、実務に関わる中で課題を感じることもあります。しかし、そういった経験を世界、とりわけ非締約国の多いアジア地域に発信し、共有していくことは、締約国を広げる観点から大変重要なことだと思われまます。

今回のシンポジウムに参加して下さった代表者の方々が母国に戻り、条約の輪を広げる礎となって下さることを期待しています。

